インタビュー映像研究班の成果について
―薬害被害者の当事者性をめぐる調査研究―

佐藤哲彦（関西学院大学）

インタビュー映像研究班は「薬害被害者の当事者性」を再考するために、それをどのように分析して記録し、さらにどのように展示するかという方法について考察してきた。「証言映像の調査研究」という課題は、従来は二つのサブカテゴリーに分けられた。一つは、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像の分析」であり、もう一つはその展示可能性を検討する「被害経験の証言映像の調査研究」である。これらは相互に結びついており、その結びつきが「証言映像の調査研究」というカテゴリーを成り立たせている。ここではカテゴリーごとに、その内容を総括していく。

１．証言映像の調査研究

（１）薬害被害者の証言映像の分析

厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」について、トランスクリプションに分析用の記号を挿入しつつ当該映像を記述することを通して、薬害経験を成り立たせる言語的特徴やストーリーと、また、それらを可能にする技法に関する分析を行ってきた。この分析によって証言映像をどのようにカテゴリー化して記録することができるのか、またそれを踏まえてどのように整理し資料として展示できるのかを考えるためである。当初はこれのみが当研究班に課された課題であり、インタビュー映像研究班の原点とも言える課題である。

2023 年度以降は新たな証言映像に対する記号の挿入とそれにもとづく記述をそれまでのように行うことはせず、これまでの証言映像などを見直して、それをどのように分析する必要があるのかについて考察した。それは一つには新しい証言映像の記録が筆者の手元に届いていないからでもあるが、それとともに、これまでの筆者の薬害ディスコースの研究を通して、薬害について考える一つの論点を明確化したいと考えたためである。とくにこれは、2022 年度に肖像写真プロジェクトで薬害被害当事者に面会し、肖像写真を撮影させてもらいながら、その経験について話を聞いた MMR ワクチン薬害について検討したことに由来する（なお、このような経緯自体は複数年の研究実施による利点の一つであると考えられる）。

（２）被害経験の証言映像の調査

展示という活動との関係で証言映像の調査を十分に遂行するためには、既存の証言映像の記録や展示がどのように行われているのかについての調査研究が必要である。とくに被害経験や病いの経験などの証言映像をどのように記録し、どのように展示するのかに関する知見は、今後の薬害被害者による証言映像の記録の保存と展示について、重要な示唆を与えるものと考えられる。

その中で、2023 年度は、いくつかの史料館において証言映像の観察を行うとともに、期間限定で開催される企画的な資料公開などについても調査を行った。とくに熊本大学文書館を中心とした水俣病アーカイブスを中心として、水俣病歴史考証館相思社や水俣病資料館・水俣病情報センターなどにおいて調査を行い、薬害資料をどのようにアーカイブするかということとともに、記録写真、証言映像の記録とアーカイブをどのように連関しつつ継続的に行い、さらにどのように展示するかということについて、それにおいて行われている状況について見学しつつ、担当者に聞き取りなどを行うことで、多くの示唆を得た。とく水俣病に関する資料は薬害とも重なる長い歴史ともつものでありつつも、近年になって本格的なアーカイブ化が進められつつあるもので、デジタル化などの観点も含めて多くの点で参考に出来ると考えられる。このように水俣病に関連するアーカイブスを参考にするという観点は今後も続けていく必要があると考えられる。

２．映像資料の研究と構築

（１）デジタルストーリーテリング(DST) の制作支援

薬害被害に関するデジタルストーリーテリング（以下、DST）制作は、薬害資料の展示において、当事者が主体的に関与する形での記録及び展示実践に対して貢献するものと考えられ、企画された。当研究班では 2019 年度にこれを発案し、2020 年度に試験的にワークショップを実施し、以降、その制作を継続的に行った。これによって、展示用の短い映像を制作するということに限らず、DST というメディア実践の可能性と問題点を浮き彫りにし、薬害 DST の記録的価値と展示的価値に関する記述を蓄積することが可能になると考えたからである。ただし、コロナ禍のせいもあって、以降これが実質的に中断している。

ただし中断の理由は、すでにコロナ禍のせいだけでない。それは一つには、最近では当事者を中心とした研究者による映像実践が DST とは別の形で行われることも多く見られるようになり、それらを参照することを通じて DST の方法そのものについても見直す必要があるからである。さらに、現在の制作方法を進めていく場合に、何が問題となるのかについてより実践的に明らかにする必要があると考えられたからである。そのさいとくに参考としたのは、2023 年度に検討した EthnoFiction の手法や公衆衛生的

をめぐる映像人類学などの手法である。加えて、社会問題の当事者が Instagram や TikTok で映像を発信することなども一般化しつつあり、それらを鑑みて、むしろ今後の提示方法との関係でこれを見直す必要が考えられた。

さらに上述した証言映像の分析との関係で、映像を活用した展示などを行っている写真展などを多く観察し、写真（静止画）と映像（動画）の境界だけでなく、そもそもここで考える必要のある「被害者の当事者性」を示す一方で、「市民としての被害当事者」をどのように共存させることが可能なのかについて（あるいはそこにある、ある種のジレンマについて）、映像や写真展示におけるシークエンスとカテゴリーの機能をめぐる問題を踏まえて考察する必要性が喚起された（2025 年度国際社会学会 ISA FORUM で発表予定／発表採択済み）。これについても引き続き、ディスコース分析の方法を応用しながら検討する必要があると考えられる。

そこで、「被害者の当事者性」と「市民としての被害当事者」との関係性の見直しによる展示可能性、さらに論文刊行のエフォートとの関係もあり、映像制作実践については一旦保留して、次年度以降に再検討することとした。

（２）薬害被害者の肖像写真撮影実践

DST 制作を補完する形で、映像資料の研究と構築に関して行ったのが薬害被害者の肖像写真撮影である。これは「薬害被害者肖像写真プロジェクト」と呼ばれる企画であり、そもそも、証言映像の分析によって薬害被害者と一般社会の連帯の重要性が示されたため、将来的な薬害資料展示のことを念頭に、薬害被害経験のリアリティを補強する意味で開始したものである。

すでに明らかにしているように、薬害被害者は薬害の一部として一般社会から差別され排除される経験をしており、薬害被害者ディスコースにおいては、それに対して再び社会との連帯を求めていることが明らかになっている。これは、彼ら被害者にとっては、市民としての役割の再獲得が目指されていると言っていい。

しかしながらその一方で、薬害被害を訴えることだけでは、薬害被害者としての役割に被害者らを固定してしまう恐れがある。換言すれば、薬害防止活動が、その意図せざる結果として被害者らを被害者カテゴリーに閉じ込めてしまう恐れがあるということである。そのような役割に閉じ込められてしまうことは、むしろ「同じ市民であること」に反し、被害体験の一般性を減じてしまう恐れさえあるだろう。そこで、「市民としての薬害被害者」を示すために、被害者像を強調しない、ごく一般的な市民としての姿を人びとに示す必要があると考え、そのための肖像写真撮影に着手したのである。これは多くの撮影が進み、それらが展示され、その後に一般的に鑑賞されることを通

してこそ達成されるプロジェクトである。今後、撮影数を増やすとともに、被害当事者との関係性のさらなる構築を進めていくことが課題となった。

３．おわりに

最後にあらためて指摘しておくが、本研究独自の視角として重要なのは「被害者の当事者性」ということである。これは一般的には――つまりこれまでのさまざまな被害をめぐる研究では――「被害者役割」や「被害者カテゴリー」を指すことがほとんどであるが、本研究ではそうではなく、むしろ被害者自身が被害を生きていく上で、被害者であることを忘れようとしたり止めようとしたりすることもまた、その当事者経験の一部と考える必要がある、ということを意味する。そのような経験もまた被害経験の一部であるということである。したがってこれから具体化していく展示も、そのような観点を十分に実現できるものとする必要があるだろう。

次年度以降も、2024 年度に構築したホームページの活用などもふまえ、そのような薬害被害経験について広く理解を促す機会をつくり出すとともに、あらためて展示方法について探求することになると考えられる。